

申告は 正しくお早目に!

市・県民税、所得税の

平成18年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。期限までに申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

※市・県民税と所得税とは、会場が異なりますのでご注意ください。

市・県民税

申告期限 3月15日(木)

申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので、お早目に申告してください。

ことしから、市・県民税が大きく変わります。

税源移譲により、市・県民税所得割の税率が10パーセントに統一されます。

所得税の税率構造も変わりますが、税源移譲にかかる部分において「市・県民税+所得税」の負担は変わらないように、減額措置が講じられます。

ただし、ほかの税制改正などの影響により負担額がふえる場合があります。負担増の要因となる主な

改正は、次の2点です。

①定率減税が廃止されます。

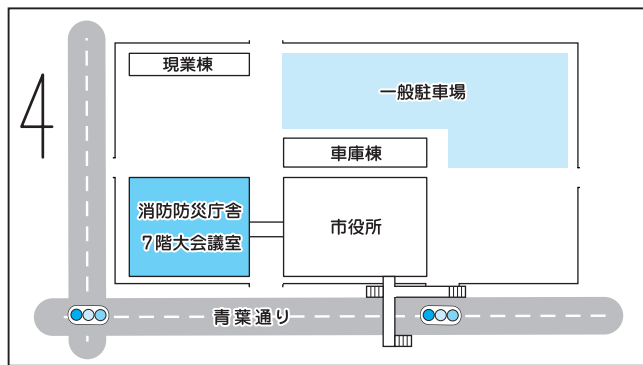
②老年者非課税措置が廃止された経過措置として、平成18年度は税額の3分の2が減額されていましたが、平成19年度は3分の1の減額になります。
※詳しくは、広報ふじ1月20号と一緒に各世帯に配布されるパンフレットをごらんください。

市・県民税の申告の相談・受付

とき 2月16日(金)～3月15日(木)
9:00～17:00 (土・日曜日を除く)

ところ 消防防災庁舎 7階大会議室

(消防防災庁舎へは、1階東側入口または市役所2階連絡通路からお入りください。)



公民館での出張受付 (9:00～16:00)

各会場にて、9:00から10分間ほど、税源移譲や税制改正についての説明を行います(予定)。

と き		と こ ろ
2月	20日(火)	東 公 民 館
	21日(水)	須 津 公 民 館
	22日(木)	吉 永 公 民 館
	23日(金)	原 田 公 民 館
	26日(月)	富士南公民館
	27日(火)	田子浦公民館
	28日(水)	元吉原公民館
3月	1 日(木)	富士駅南公民館
	2 日(金)	富 士 公 民 館
	5 日(月)	岩 松 公 民 館
	6 日(火)	神 戸 公 民 館
	7 日(水)	大 淵 公 民 館
	8 日(木)	丘 公 民 館
	9 日(金)	天 間 公 民 館
	12日(月)	鷹岡公民館

郵送による申告

市・県民税申告書送付先
〒417-8601 富士市役所市民税課

市・県民税に関する問い合わせ

市民税課 ☎55-2734 ☎53-0974

🌐<http://fujishi.jp/cityhall/zaisei-b/siminzei/>

✉siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

所得税（確定申告）

申告期限 所得税・贈与税 **3月15日(木)**

個人事業者の消費税・地方消費税 **4月 2日(月)**

確定申告書記載会場を設置

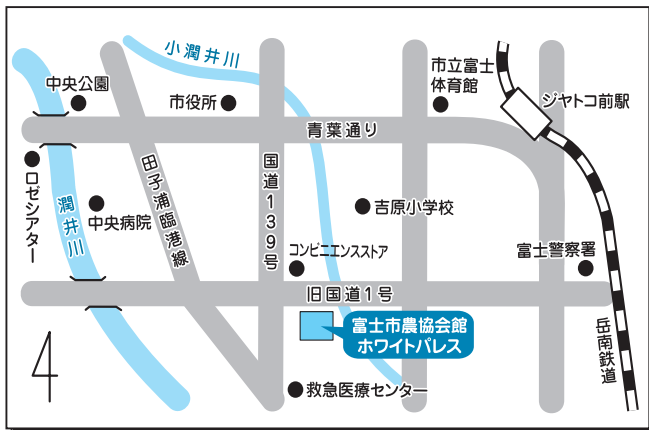
と き 2月6日(火)～3月15日(木)

9:00～17:00 (土・日曜日、休日を除く)

ところ 富士市農協会館 ホワイトパレス

※昼休みの時間帯は、職員の巡回指導は行いません。

※この期間中、富士税務署内には確定申告書記載会場を設置していません。



この会場は、申告する皆さんが、「所得税の確定申告書の手引き」や「書き方」を参考にして、確定申告書や収支内訳書等を作成する会場です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を体験できるパソコンを用意していますので、ぜひご利用ください。

確定申告書送付先
〒416-8650 富士市本市場297-1
富士税務署

振替納税が便利です

納税には、安全で便利な金融機関での口座振替による振替納税のご利用がお勧めです。

ご利用を希望する人は、「口座振替依頼書」に住所、氏名、金融機関名、預金口座名などを記入し、預金通帳に使用している印鑑を押して、税務署または金融機関に提出してください。

「口座振替依頼書」の用紙は、税務署や金融機関にあります。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

確定申告書は自宅でも作成できます

● 国税庁ホームページで申告書作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも、所得税や個人事業者の消費税の確定申告書などの作成ができます。

作成した申告書は、記載事項や添付書類を確認して、郵送などで富士税務署へ提出してください。

HP <http://www.nta.go.jp>

● e-Tax（国税電子申告・納税システム）

「e-Tax」は、あらかじめ登録をすれば、自宅や職場から、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

- ① 所得税及び消費税の申告はもちろん、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを引き継いで利用することもできます。
- ② インターネットバンキングやATMなどを利用して、すべての税目を納めることができます。
- ③ 青色申告の承認申請、納税地の異動届出、法定調書の提出など、税務に関する申請・届出などの提出ができます。

HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

相談は「タックスアンサー」へ

タックスアンサーは、身近な税金についてインターネット・電話音声・FAXにより、情報提供を行うものです。利用の際に必要な「タックスアンサーコード表」は、税務署または市役所市民税課（3階）の窓口で配布しています。

☎・FAX 054-252-4444

HP <http://www.taxanswer.nta.go.jp>

所得税に関する問い合わせ

富士税務署	個人課税部門	☎61-2463
	資産課税部門	☎61-2465
	管理担当部門	☎61-2462
	税務相談室	☎64-2330

HP <http://www.nagoya.nta.go.jp/fuji/>